

エンドユーザ様情報の取り扱いに関する規約

2021 年 4 月 22 日 制定

パナソニック EW ネットワークス株式会社（以下「当社」という）は、エンドユーザ様を含むお客様（以下「顧客」という）が購入された当社の無線アクセスポイントおよび関連するクラウドサービス（以下「本クラウドサービス」という）をご利用いただくにあたり適用される「エアレクトクラウドサービス利用規約」へ顧客が同意することにより成立する契約（以下「エアレクトクラウドサービス利用契約」という）に基づいて取得し又は知りえた顧客の役員・従業員等の個人情報に関し、次のとおり取り扱うものとし、顧客はこれに同意するものとし、エアレクトクラウドサービス利用契約と本規約の規定が異なる場合、本規約の規定が優先するものとする。また、当社の無線アクセスポイントまたは本クラウドサービスの保守運用をエンドユーザが保守運用事業者もしくはシステムインテグレータ等の第三者（以下、総称して「保守運用委託先第三者」という）に委託する場合には、本クラウドサービスの利用に先立ち当該委託の旨を当社に対してただちに通知するものとし、また、エンドユーザが有するクラウドへのアクセス権の当該保守運用委託先第三者による使用を当該保守運用委託先第三者が当社に対して求める場合には、当該使用に先立ち当該保守運用委託先第三者は自己の責任において当該エンドユーザの事前の承諾を得なければならないものとする。

第 1 条（目的）

顧客は、エアレクトクラウドサービス利用契約における業務遂行のため（以下「本件目的」という）、顧客が必要と認める範囲で当社に個人情報を開示するものとする。ただし、顧客は、エアレクトクラウドサービス利用契約に定める通り、本サービスのデバイス情報収集機能をオフにすることにより本サービスが使用できない場合があることを認識し、エアレクトクラウドサービス利用契約及び本規約への同意をもってこれを予め承諾するものとする。

第 2 条（個人情報）

本規約において個人情報とは、以下に該当するものをいう。

本件目的の遂行過程において、顧客から当社に開示される個人に関する情報および当社が知り得た個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、個人別に付与された番号・記号（電子メールアドレス、免許証番号、クレジットカード番号、IDなどをいう。ただし、これらに限定されない）、その他当該個人を識別できるもの、および当該情報のみでは識別されないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるもの。

第 3 条（当社の秘密保持義務）

1. 当社は、個人情報秘密として保持し、顧客の書面による事前の承諾を得ることなく、本件目的以外の目的に使用せず、またエアレクトクラウドサービス利用規約で定める本サービスの業務委託先（以下「サービスプロバイダー」という）以外の第三者に開示または漏洩しないものとする。
2. 当社は、本件目的に関連する必要最低限の自己の役員および従業員（派遣社員を含む。以下同じ。）ならびにサービスプロバイダーに対してのみ個人情報を開示できるが、これらの役員および従業員ならびにサービスプロバイダーの役員および従業員（以下「アクセス権限者」という）に本規約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させるものとする。
3. 当社は、顧客の事前の書面による承諾を得ることなく、個人情報の複写および複製を行わないものとする。ただし、本サービスの運営に必要不可欠な複製についてはこの限りでない。
4. 当社は、書面による顧客の事前承諾を得ることなく、エアレクトクラウドサービス利用契約における業務の全部または一部を、サービスプロバイダーを含む第三者に委託または請け負わせ、又は当該第三者をしてさらに他の第三者へ委託または請け負わせる（以下、当社以外の者が行う委託および請負を「再委託等」と総称する）ことはできず、以降の再委託等も同様とする（以下、当社から再委託等を受けた第三者、以降の再委託等を受ける第三者を併せて「再委託先」という）。顧客が再委託先への再委託等を承諾した場合、当社は、本規約に基づき自己が負うのと同じ義務を再委託先に対して負わせるものとし、これを順守させるものとする。
5. 本規約に関連する再委託先の行為によって顧客または第三者に損害が生じた場合、当社の責に帰すべき事由の有無を問わず、当社は再委託先と連帯してその責任を負うものとする。なお、本規約への同意をもって、顧客は、サービスプロバイダーへの再委託等を承諾したものとする。

第4条（秘密保持義務の例外）

第3条の定めにかかわらず、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、当社は、その旨を顧客に書面で通知の上、当該裁判所もしくは当該行政機関等に対して個人情報を開示できるものとする。

第5条（報告）

1. 顧客は、当社に対し、秘密保持義務の履行状況について報告を求める等、個人情報の管理状況の確認を行うことができるものとする。
2. 当社は、個人情報に関する事故（個人情報の漏洩、紛失、き損など、ただし、これらに限定されない。以下同じ）を発生させた場合または発生させた可能性がある場合、直ちに顧客に当該事故について報告するものとする。

第6条（有効期間）

本規約は、エアレクトクラウドサービス利用契約の有効期間内において有効に存続するものとする。ただし、本規約第3条（当社の秘密保持義務）の規定は、本規約の有効期間終了後もなお有効に存続するものとする。

第7条（個人情報の返却・廃棄）

当社は、本規約終了後、エアレクトクラウドサービス利用契約の定めに従い顧客より開示された個人情報およびその複製物を適切に保管及び管理するものとする。但し、顧客より開示された個人情報およびその複製物を廃棄する要請が顧客からあった場合、エアレクトクラウドサービス利用契約及び本規約の定めに従い、当社は、当該要請のあった日から起算して90日以内に削除するものとする。

第8条（法令遵守）

当社及び顧客は、本規約に基づき個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令を遵守するものとする。

第9条（本規約違反時の措置）

1. 当社が本規約の条項のいずれかに違反し、当該違反内容の詳細を記載した通知を顧客から受領した後30日以内に当社が当該違反を治癒しないときは、顧客は何ら催告を要することなく本規約を解除することができるものとする。
2. 当社が本規約の条項のいずれかに違反した場合、顧客は当社に対して、当該違反により生じた損害の賠償、当該違反行為の差止め、個人情報の一切の利用の差止め、その他個人情報の回収等を請求することができる。

第10条（協議解決）

本規約に定めのない事項および本規約の解釈につき疑義を生じた場合、当社及び顧客は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

第11条（その他）

顧客は、本規約の他、「ソフトウェアライセンス規約」、「エアレクトクラウドサービス利用規約」に対し、当社の定める方法により同意するものとする。

以上

（改訂履歴）

- ・ 2022年4月1日 当社社名変更による一部修正
- ・ 2023年4月24日 各条項のタイトル修正、条項の整理、文言の明確化等。（尚、当該改訂による顧客様にとっての不利益変更はございません。）